

東京古田会ニュース

— 古田武彦と古代史を研究する会 — No.224 Sep.2025

http://tokyo-furutakai.com/

e-Mail: saitaka7078@yahoo.co.jp

代 表：安彦 克己

編集発行：事務局 〒212-0024 川崎市幸区塚越3-370 斎藤 隆雄 TEL/FAX 044-522-7500

郵便振替口座 00110-1-93080

年会費 4千円

口座名義 古田武彦と古代史を研究する会

目次

*女王の都する所

日野市 橋高 修……①

*『隋書』倭国伝への一考察(中)

— 「対等外交」 否定の論理

世田谷区 國枝 浩……⑤

*津輕に遺る金光上人伝承史料

京都市 古賀達也……⑨

*古代史コラム No.4

「王者」対「覇者」

世田谷区 國枝 浩……⑪

*古代史エッセー 87

伊都国についての考察

日野市 橋高 修……⑬

*法興は年号ではない

八尾市 服部静尚……⑭

*和田家文書備忘録 14

安倍一族の安全保障

港区 安彦克己……⑯

*斎藤光政氏を悼む

港区 安彦克己……⑰

*「東京古田会」月例会報告⑬

※文責…新保……⑱

*お知らせ

……⑳

女王の都する所

日野市 橋高 修

はじめに

【女王国及び邪馬台国の所在】

魏志倭人伝(以下、倭人伝とも)(注1)に登場する邪馬台国がどこにあったかが議論の対象となつて数百年の時間が流れている。周知のように、邪馬台国は日本側の史料にはほとんど登場せず、中国側の史料に出てくるだけである。

倭人伝には日本列島に存在する国及び場所を表す言葉として「倭」、「倭地」、「大倭」、「倭国」、「女王国」または「女王」、その他に女王の都する所として一回だけ邪馬台国が使われている。(注2)

倭人伝は海東に存在する日本列島内の情報を詳細に記載している。日本列島には倭種と呼ばれる人々が住んでいて、倭種が住むエリアを倭地と呼び、倭地の中で卑弥呼が支配する範囲を倭国あるいは女王国と名付けて記載している。女王国の南にあつて対立している狗奴国は、倭種が住んでいると思われるが、倭国には含まれない。

倭人伝には、魏王朝の韓半島南部を管轄する行政機関である帶方郡か

らの使者の行程が記されていることから女王国あるいは邪馬台国の場所の特定を巡つて議論が百出している。ここでは、倭人伝の行程記事を読みなおすことによって、女王国あるいはその中心として一度だけ登場する邪馬台国が九州島内にはあるが場所を特定することはできないという結論になったことを報告したい。

一 千余里

【千余里≒約100km】

倭人伝には韓半島の帶方郡から邪馬台国までの行程文が記載されている。各行程には方向と距離が明記されているので、読者は現在の地図に比定地を求めて邪馬台国の場所を決定したい欲望を感じるような構成になっている。各行程の中で三ヶ所に「千余里」と記されている。

狗邪韓国→對海国間…始度一海千餘里

至對海国

對海国→一大国間…又南渡一海千餘

里名日瀚海至一大国

一大國→末盧国間…又渡一海千餘里

至末盧国

以上の三区間の中で、二番目の對海国→一大国間は出発地と到着地をほぼ特定することができる。韓半島

から九州島へ向かう航路にあって、それなりの大きさをもっている島は対馬島と壱岐島しかない。倭人伝の行程の中に出てくる国名の中で現在の地図に場所を特定できるのはこの二国だけである。現在の対馬島・壱岐島間のフェリーの航行距離は102 km。3世紀と現在では多少の相違があるかもしれないが、倭人伝に記された「千余里」が約102 kmであるということが出来る。「余」をどの程度まで許容するかであるが、せいぜい2割以内と考えると千里が80〜90 km位と換算できる里程が使用されている可能性が高い、と考えられる。(注3) 場所が特定できる対馬島と壱岐島間の距離が千余里＝約100 kmが倭人伝で使われている基準である。

二 行程文

【行程文の構文】

帯方郡から邪馬台国までに記されている行程文を抜き出してみる。

- ① 帯方郡↓狗邪韓國 … 循海岸水行 歷韓國乍南乍東到其北岸狗邪韓國 七千餘里
- ② 狗邪韓國↓對海国間…始度一海千餘里至對海国
- ③ 對海国↓一大国間 … 又南渡一海

- 千餘里名曰瀚海至一大国
- ④ 一大国↓末盧国間 … 又渡一海千餘里至末盧国
- ⑤ 末盧国↓伊都国 … 東南陸行五百里到伊都国
- ⑥ 伊都国↓奴国 … 東南至奴国百里
- ⑦ 奴国↓不彌国 … 東行至不彌国百里
- ⑧ 不彌国↓投馬国 … 南至投馬国水行二十日
- ⑨ 投馬国↓邪馬壹国 … 南至邪馬壹国女王之所都水行十日陸行一月

文面通り列挙すると以上のようになる。

以上の九区間の行程を表す構文はほぼ統一されている。ほぼと述べたのは一部省略された文章があるからである。

動詞(水行、度、渡、陸行、)＋方向(南、東、東南)＋到(到)至)国名＋距離で構成されている。並ぶ順序は変わるが、①、③、⑤、⑦、⑧、⑨はすべての要素が入っている。②とは方向が省略されている。韓半島から倭国へ向かうのだから南は書く必要がないということかもしれない。⑥には動詞がない。⑤に記された「陸行」を繰り返すことを避けたとも考えられる。②④⑥で方向や動詞が省略されているのはわかりきっている

ので書くまでもないと判断したのか、あるいは他に何らかの理由があるのかはわからない。⑧と⑨は距離表示が里数ではなく日数になっている。このことに関しては 五、でふれることになる。

三 複数回にわたる帯方郡使の訪問

【伊都国での出入国検査】

魏志倭人伝には、全体の解釈のために重要なフレーズがある。伊都国に関する記述だ。

「東南陸行五百里到伊都國 中略 世有王 皆統屬女王國 郡使往來常所駐」

(拙訳…東南に五百里陸行すると伊都国に到達する。中略(伊都国には)代々王がいるが、皆女王国の支配下にある。帯方郡からの使者が往来するときには常に滞在する場所である。)

帯方郡からやってくる魏の使者は来るたびにいつも伊都国に滞在している、と明記されているので、訪問の回数是不明だが帯方郡からの使者は何度も女王国を訪れている。

さらに倭人伝の後段には次のように記されている。

「自女王國以北 特置一大率檢察

諸國畏憚之 常治伊都國 於國中有如刺史 王遣使詣京都帶方郡諸韓國及郡使倭國 皆臨津搜露 傳送文書 賜遺之物詣女王 不得差錯」

(拙訳…女王国より北には、特に一大率を置いて檢察している。諸国はこれを畏憚している。(一大率は常に伊都国を治めている。魏における刺史のような役職である。(倭国の)王が使者を魏の都や帯方郡、諸韓国に派遣する時、及び帯方郡の使者が倭国へやって来た時には、皆港で(一大率に)検査される。文書や物品を伝送して女王のもとへ届ける。直接会って手渡すことはできない。)

ここでも女王国と帯方郡の間では頻繁に交流があったことが記されている。倭国からの使者も帯方郡からの使者も港で一大率から検閲を受けなければならぬ。一大率は税関のような役割も果たしていた。

以上の文章から帯方郡使は複数回にわたり渡海して倭国を訪れていたことがわかる。倭人伝に記された行程は魏の帯方郡使にとっては十分認識されたものだったということである。倭人伝に記された行程は、始めて倭国を訪れた使者がたどった経路ではなく、帯方郡使が倭国を訪れる時にはいつもたどっていた道のりだったと解釈することができる。言うま

でもないことだが、三国志の著者である陳寿は帶方郡使の記録によって倭人伝を書き上げている。

四 帶方郡使行程文の限界

【特定できない比定地】

又渡一海千餘里至末盧國

(拙訳…沓岐から海を渡り千余里で末盧國に到着した。)

動詞「渡」＋「至」＋目的地「末盧國」の構文。「渡」が動詞として使われている。

方向が示されていないので、海を渡って「千余里」の距離がある地点の港に到着したことになる。魏使はよくやく九州島のどこかに上陸した。対馬から沓岐に向かって南に水行したとあるので、次の沓岐から九州島に向けても同じ南方向だったので方向を省略した記述になったとも解釈できる。しかし、沓岐から真南の方向では九州北部の海岸に30kmほどで到着してしまう。「千余里」では大きく余ってしまうのだ。となると西南か東南のどちらかに向かわなければならぬ。残念ながら倭人伝の記述だけでは九州島への上陸地は不明としか言いようがない。

【伊都国は怡土郡(糸島郡深江付近)か】

東南陸行五百里到伊都國

(拙訳…東南方向に五百里陸行して伊都國に至る)

末盧國に上陸した後東南方向に進出した場所にある国名が伊都國と記されている。岩波文庫版の注には「怡土郡。今の糸島郡深江附近であろう。伊斗、伊蘇、伊靚にもつくる。」(注4)とある。糸島郡は三雲・井原遺跡などに代表される弥生時代の遺跡群がある場所。現在の地名が「伊都國」と似ていることと、弥生時代の遺跡が集中していることを根拠に伊都國＝糸島郡と比定している。研究者の多くが伊都國を糸島郡とすることを前提に考えているようだ。(注5) 倭人伝には末盧國から「東南陸行五百里至伊都國」と記載されている。末盧國を唐津周辺に比定したとしても「東南陸行五百里」の場所に糸島郡はない。逆の見方をして糸島郡から「西北五百里」の場所は海の中になってしまいうだろう。倭人伝の記載どおりに読むと伊都國を糸島郡に比定することはできない。

五 倭人は里数を知らず

【日数での距離表示】

「南至投馬國水行二十日、南至邪馬壹國 女王之所都 水行十日陸行一月」(拙訳…南方向に水行して二十日で投馬國に到着する。さらに南に水行十日陸行一月で邪馬壹國にいたるが、そこには女王がいて倭國の都である。)

不弥國までの各国間の距離表示はすべて「里」を単位としているが、不弥國以降投馬國あるいは邪馬台國までの距離は「水行二十日」、「水行十日陸行一月」などのように経過日数で表示されている。この距離表示の変更は何らかの理由があったと考えられるので、見過ごすことはできない。(注6)

【『隋書』倭國伝の証言…倭人は里数を知らなかった】

「(魏時) 夷人不知里数但計以日」(拙訳…魏の時代には、東夷の倭人は里数を知らずに移動距離を日数で計っていた。)

『隋書』倭國伝には、魏の時代には「夷人不知里数、但計以日」と記されている。「夷人」は「倭人」のことと解釈できる。この記事と倭人伝の記事を合わせると、倭人伝において里数で記されている部分は帶方郡使が実際に訪れた場所での自らの足で里程を確認しているが、日数で記されて

いる投馬國と邪馬台國までの行程は倭人からの伝聞であると解釈することができ。(注7)

行程ばかりではなく、同箇所に記載されている戸数の「五万余戸」、「七万余戸」も同様に倭人からの伝聞であろう。帶方郡使が実際に確認した上で記した里程表示と戸数、投馬國及び邪馬台國までの日数表示と戸数、両者の間には情報源の大きな違いがあると考えざるをえない。投馬國に関する「水行二十日、五万余戸」と邪馬台國に関する「水行十日陸行一月、七万余戸」については行程文解釈の上で慎重な解釈が求められる。

六 「男子無大小 皆黥面文身」

【古事記の証言…鯨面を知らなかった大和の伊須氣余理比売】

古事記(神武記)に次のようくだりがある。(要約)
(大和の) 高佐士野という場所で七人の乙女が集まって遊んでいる中に、伊須氣余理比売がいた。通りかかった時、大久米命が神武天皇に、「七人の中で誰と枕を共にしたいですか」と尋ねると神武天皇は、「先頭にいる乙女がよい」と伊須氣余理比売を指名した。命じられた大久米命は伊須氣余理比売に神武天皇の気持ちを伝えに行く。訪問を受け

た伊須気余理比売は大久米命の「鯨ける利目」を見て、「奇し」と思った。と記されている。伊須気余理比売は大久米命のような「鯨ける利目」を見たことがなかったのだ。

「鯨ける利目」について古事記岩波版(注8)は、「鯨くは目の周辺に入墨をすること。利目は鋭い目」と注を付けている。大和盆地で生まれ育った伊須気余理比売が「鯨ける利目」を見たことがないということは、大和盆地周辺では顔に入れ墨をする習慣がなかったということに他ならない。

【魏志倭人伝と魏略の記述】

入れ墨で思い出されるのが魏志倭人伝の次の記事である。

「男子は大小となく、皆黥面文身す。古より以来、その使い中国へ詣るや、皆自ら大夫と称す。夏后少康の子、会稽に封ぜられ、断髪文身、以て蛟龍の害を避く。今倭の水人、好んで沈没して魚蛤を捕え、文身しまた以て大魚・水禽を厭う。後や以て飾りとなす。諸国の文身各々異り、あるいは左にあるいは右にし、あるいは大にあるいは小に、尊卑差あり。」(読み下し文は岩波文庫版(注9)に従った。)類似記事は『翰苑』に「魏略に曰く」として次のように記されている。

「其の俗男子皆黥文す。其の旧語を

聞くに、自ら太伯の後と謂う。昔夏后小康之子、会稽に封ぜられ、断髪文身し、以て蛟龍之害を避く。今倭人亦文身し、以て水害を厭す也。」(読み下し文は『翰苑』(注10)に従った。)どちらも、女王国では海中に潜った時に蛟などの害を防ぐため男子は皆黥面文身している、と記述している。

【邪馬台国は九州にあった】

古事記(神武記)に記された、「鯨ける利目」を見たことがなかった、という伊須気余理比売のことばと、魏志倭人伝や魏略に男子は皆黥面文身していると記されていることを合わせると、邪馬台国が大和盆地でないことは明らかである。「鯨ける利目」の大久米命は九州から神武天皇に従っていたことを前提としている説話なので、邪馬台国が九州島内に存在したことの傍証にもなっている。(注11)

おわりに

女王国との外交の窓口だった帯方郡からの使者は一度ではなく複数回にわたって女王国を訪問していたことを述べた。倭人伝には帯方郡使は毎回伊都国で一度とどまって検査を受けることになっていると記されている。魏からの文書や賜与物は伊都

国で受け取って倭人の手で邪馬台国の卑弥呼の元に送り届けられたようだ。戦乱状態だったと考えられる女王国は非常警戒態勢下にあつて、魏王朝の正式な使者である帯方郡使であつても女王卑弥呼に近づけることはしなかったのだろう。この論考では帯方郡使が邪馬台国まで到達していなかったという見通しを述べてきた。したがって卑弥呼の宮城がある邪馬台国は魏志倭人伝の記述から場所を明確化することができない。「水行十日陸行一月」などと記されている邪馬台国の所在は闇に包まれていると言わざるを得ない。六、で述べたように、女王国の風俗である「鯨面文身」の習慣が神武天皇の出発地である九州にあつて大和では知られていなかったという古事記の記述は女王国が九州にあつたことを強く支持している。

女王の都する所である邪馬台国が九州島内のどこにあつたのかを特定することはできなかったが、今後「親魏倭王」の金印がどこから発掘されることを願うばかりである。

注

注1 『新訂魏志倭人伝 他三篇——中国正史日本伝(1)——』(岩波文庫、2010年第80刷)

注2 門脇禎二著『邪馬台国と地域王国』吉川弘文館P3に、「『魏略』までは倭の「女王国」と記されていたのに、『三國志』のうちの『魏書』の「東夷伝」の倭人条(以下、「魏志倭人伝」とも記す)において、「女王の都する所」として「邪馬台国」は初めて登場する。」と記されている。

注3 『白鳥庫吉全集 第一巻 日本上代史研究上』(昭和44年12月8日発行、岩波書店)所収の「倭女王卑弥呼考」(明治43年)P12～13に、倭人伝の里程は漢時代、唐時代よりも1里当たりの長さが短くなっていることを述べている。

注4 前掲『新訂魏志倭人伝 他三篇——中国正史日本伝(1)——』

注5 門脇禎二氏は『邪馬台国と地域王国』P78(「倭人伝」)末盧、伊都、奴の三国が統合され伊都県となり、その東方の遠賀川下流勢力が岡県とされた。「あるいはP50では、「伊都国ではほぼ三代の王墓が確認できるといふ。」王墓は平原遺跡などのことと思われる。

森浩一氏も『倭人伝を読みなおす』P108で「伊都国の王都ゾーンとみられる三雲遺跡群では三つの王墓の存在が明らかになった。」とする。直木孝次郎氏は『ゼミナール日本古代史上』所収の「邪馬臺国の位置論」P316で、「伊都国が福岡県糸島

郡の前原町付近であることも諸説一致している。"と書く。伊都国・糸島郡と考える研究者が多い。

注6 森浩氏は『倭人伝を読みなおす』（ちくま新書）P137で、

「ぼくは投馬国と邪馬台国の記述は、卑弥呼の死後、女王台与が晋へ遣使したときにもたらされた新しい情報を陳寿が倭人伝の編述にさいして挿入したと考える。」とし、「この個所の知識は倭人がもたらした情報と推測される。」と記しているが、前者については根拠がよくわからないが、後者については後述するように同意見である。

注7 門脇禎二氏は前掲書P27、28で『隋書』倭国伝の「夷人は里数を知らず」の記事を紹介した上で、

「『魏志倭人伝』の当時は、「夷人」つまり倭人が行程を里数で計ったとは考え難い」としている。

注8 『古事記 祝詞』（岩波書店）

注9 前掲『新訂魏志倭人伝 他三篇——中国正史日本伝（1）——』

注10 『翰苑』（竹内理三校訂・解説、吉川弘文館、昭和52年）

注11 拙論考「東京古田会ニュース」161号古代史エッセー24「鯨面について」を（参照ください）。

『隋書』倭国伝への一考察(中) ——「対等外交」否定の論理——

世田谷区 國枝 浩

第二節 「対等外交」についての

現在の研究動向

はじめに

教科書からなぜ「対等外交」が消え

つつあるのかを追跡する私のテーマにふさわしい研究がある。この話題において中心的役割を担うのが河上麻由子氏である。氏が中心になるのは、「対等外交」についての現行の教科書の在り方に批判的な見方をしている点にあるが、その根拠として倭国遣隋使の仏教的性格などを最も精力的、かつ詳細に議論していることにある。また、河上氏の問題提起に注目しつつ、独自の議論を展開している二人の研究がある。一人は河内春人氏、もう一人は大津透氏によるものである。（注1）。

ところで、既に拙稿「倭国の遣使先とその遣使姿勢」（注2）でも述べたように、倭国は九州にあり、『隋書』倭国伝で隋に遣使を送った倭国王の多利思比孤は九州にいたというのが私の立場である。しかし、私のこれか

ら検討する三人の研究は、遣隋使を派遣したのが近畿ヤマト王権（後の大和朝廷）であるという立場であるため、この問題での食い違いが出发点から存在する。そこで、この根本的な違いをここでは度外視して、仮に遣隋使派遣の主体がどこを本拠とし、その王が誰であったとしても、前三者の説などが成り立たないことを述べてみたい。基本的には河上氏の議論を追いついていく。

（注1）河上麻由子『古代アジア世界の対外交渉と仏教』 山川出版社 2011 こちらを旧著とも呼ぶ。

河上『古代日中関係史』 中央公論社 2019 こちらを新著とも呼ぶ。

河内春人「遣隋使の「致書」国書と仏教」『遣隋使が見た風景』氣賀澤保規編 八木書店 2012

大津透『律令国家と隋唐文明』 岩波新書 2020

（注2）東京古田会ニュースNo. 222号

1. 煬帝の「不悦」「無礼」の根拠 河上氏の誤読など

『隋書』倭国伝を再録する（①、②は國枝の付したものである）

大業三年 其王多利思比孤遣使朝貢使者曰 ①海西菩薩天子重興佛法故遣朝拜 兼沙問數十人來学佛法 ②其国書曰 日出處天子致書日没處天子無恙云々 帝覽之不悦 謂鴻臚卿曰 蛮夷書有無礼者 勿復以聞 明年 上遣文林郎裴清使於倭国

原文から見て、煬帝は何に対して「不悦」で、「無礼」だと怒ったのかを考えてみよう。①の使者の言か、それとも②の国書か。

この文自体からは、明らかに①の「海西菩薩天子重興佛法 故遣朝拜 兼沙問數十人來学佛法」に不快感が持たれたわけではない。「帝覽之不悦（帝これを見て喜ばず）」の「之」は「国書」を指す。その国書が②の「日出處天子致書日没處天子」と述べていた。「不悦」という感情の根拠は国書以外には考えられない。また「無礼」の根拠も国書であることは次の一文から明白なことである。「蛮夷書有無礼者（蛮夷の書に無礼なるものあり）」。「蛮夷書」は「国書」、「日出處天子致書日没處天子」、簡単に言えば「天子対天子」にある。

ところが、河上氏は「菩薩天子」のはうだとする。「菩薩天子」は使者の発言内容である。氏の読み方は明らかに誤読である。誤読に基づいて行われる議論は端から無効な議論とい

う他はない。ここで私の河上氏の論考に対する批判は終了してもよいのだが、氏の問題提起を肯定的に受け止める風潮が一定程度はあるため、氏の議論の問題点をさらに見ていきたい。

氏にとつての重点は「菩薩」天子であり、「菩薩」が仏教用語であることに依拠し、「菩薩」の天子に菩薩の仏教性が浸透していき、さらにそれが「天子対天子」の「天子」にまで及ぶと解釈していく。新著第二章のほぼ全体がこの議論にあてられている(注3)。

そして、たとえ「天子」が倭国によつて仏教的な意味で使われていたとしても、煬帝が不快感を示すのだが、その理由は仏教後進国の倭国の王が天子を自称するのは「不遜」だということに求めている(注4)。これによると、単に煬帝が偏狭な精神の持ち主であつて真の仏教者ではなかったということを語っているに過ぎない。

いずれにしても『隋書』倭国伝の天子は仏教的か否かが議論の中心になる。同時に河内春人氏が河上氏による天子の仏教性の指摘に高評価を与えつつ、河上氏の議論を踏まえて、さらに遣隋使が持つ仏教的性格を補強しようとしている(注5)。

しかし、河内春人氏は肝心の煬帝の「不悦」「無礼」の感情については

触れながら、その原因については論じていない。倭国の天子を仏教的な天子と解釈することから、複数の天子の存在を許容せざるを得ないために、煬帝の怒りについては論じられなくなつてしまつたのではないだろうか。「天子が隋と倭国に二人いることを容認する」とも述べる。仏教の意味での天子はそれぞれが「対等・平等」だからである。(注6)。もし、河内春人氏が「不快」「無礼」の理由を述べたとすれば、河上氏のように仏教後進国の倭国の王が天子を自称するのは「不遜」だということに落ち着くのであろうか。

本稿は以下、『隋書』倭国伝の「天子対天子」が仏教の意味で使われたのではないことなどを示しながら河上氏らの諸議論を検討していくことになる。

(注3) 河上新著 50頁〜103頁

(注4) 新著2019 89頁〜90頁

(注5) 河内春人 226頁以下

(注6) 河内春人 233〜234頁

2. 「対等外交」を載せる教科書を批判する動機

河上氏は言う。太平洋戦争中は戦

意発揚のため、隋との「対等関係」が強調されていたが、「現在では、高校の歴史教科書からは、遣隋使が中国との対等を主張したという説は姿を消した。ところが、記述はずいぶんとあつさりしたもの、義務教育の教科書ではいまだに違う意思から対等の立場での日中交渉が開始されたとの表現が残るものがある。(注7)」

氏は「遣隋使の対等外交」に対して、明らかに否定的な立場であり、「義務教育(小学校・中学校)の教科書にいまに残っている現状」に対して不満げな様子を示している。河上氏の論考は、私の遣隋使「対等外交」説の成否を占う上で、格好の検証素材となるであろう。したがつて特に、氏による新著の第二章「遣隋使の派遣——「菩薩天子」への朝貢(49頁〜103頁)」がまず検討の対象になる。

ところで、本題に入る前に河上氏には対等外交問題での教科書の記述に関して大きな誤認があることを指摘しておきたい。確かに戦前は戦意発揚のために「対等」が誇大に強調されていたようである(注8)。しかし、戦後においても「対等外交」は多くの教科書に記載されていた。この点は私の調べた限りでの教科書の記述状況からも確認できる(注9)。むしろ先にも述べたように、ごく最近にな

つて「対等外交」が拒否される傾向が強まっていると言える状況であろう。その代表的で象徴的な記述が山川出版社の『詳説日本史研究』における「対等の外交をめざしたと考えるのは問題がある」という表現に見られる。

また、そのような氏の誤認が生じた原因は、遣隋使の「対等外交」を認めることが、何か戦意発揚や好戦性に結びつけられるかのような書きぶりからみても、氏の「平和主義的な」関心を過去に投影しているからだと思受けられる。古代の歴史を史資料に即して冷静に、客観的に見つめる必要がある。現代的な、あるいは個人的な関心を過去に投影し、古代史像を歪める危険性を感じさせるものである。

(注7) 河上新著、はじめに3頁

(注8) 教科書図書館のネットから戦前の教科書が閲覧可能

(注9) 東京古田会ニュースNo. 223号の拙稿

3. 河上説における天子の二義

「菩薩天子」は四字で仏教用語なのだろうか。あるいは、「菩薩」も「天子」もそれぞれが仏教用語だといえるだろうか。河上氏はそのいずれかであるように理解している。菩薩は

確かに仏教用語である。また、文帝も煬帝も菩薩戒を受けていた（注10）。『弁正論』巻三開皇五（五八五）年条では、隋の初代皇帝の文帝が菩薩戒を受け、さらに煬帝は『中国歴史誇示網』では開皇十一（五九一）年に同じく菩薩戒を受けたことが記されている。その意味で確かに二人とも、心からの仏教者であったか否かは別にして、『仏教者』たろうとしていた。河上氏は「天子」に二種類あるとする。一つが「菩薩天子」の仏教的な天子。そこから氏は「天子対天子」の天子も仏教的な天子だと考えることになる。そしてもう一つが「中華思想による天子」（注11）。

すると、「菩薩天子」は、氏のように「菩薩」が「天子」にも浸透している。「菩薩戒を受けた仏教的天子」と理解することもできるかもしれない。しかし他方で、「菩薩戒を受けた皇帝」「天子」と読むことも可能であろう。私はそのように読めると考えている。司馬遷の『史記』においては夏・殷・周以来の諸国王のうち「武勇で突出し、また徳を体現する」国王を天子と呼び続けていた。さらに、前漢以降は、歴代の皇帝が「天子」と呼ばれている。また、例えば『礼記』は前漢の文帝の時代（在位BC一八〇～一五七）に書かれたと言われているが、その「王制篇」などは河上氏の言う「中華思想」

における「天子」であふれている。もちろん仏教伝来以前の時代の書である。その歴史的な重みは重要である。以下で、河上氏の立論が成り立たないことを示しながら述べていく。その端緒として一つの問題点を指摘しておく。氏によると、隋の文帝が仏教に傾倒していく過程で舍利塔建立事業を六〇一年に行う。その際の文帝の懺悔文が「菩薩戒仏弟子皇帝」から始まると語られている（注12）。そして氏は何度となく「菩薩戒仏弟子皇帝」という語を繰り返し使っている。

しかも、次のような表現さえ見られる。文帝は「重ねて仏法を興した『菩薩戒仏弟子皇帝』としての立場であった」と。これこそ『隋書』倭国伝の「海西菩薩天子重興仏法」における、皇帝と天子の置き換えが可能であることを意味している。（注13）

これは、まさしく「菩薩皇帝」「菩薩天子」であり、「皇帝」「天子」を意味することを自ら認めていることになるだろう。氏は、ここでの「皇帝」が仏教的に解釈できるとでも主張するのであるのか。倭国の国書の「菩薩天子」の意味は明らかに「菩薩であられる皇帝（『中華思想の天子』）と言えることになる。すでにこの時点で氏の立論は成り立っていないのではないだろうか。

なお本稿では、私は氏の「中華思想における天子」のことを「政治的天子」と位置付け、この用語を使うことがある。

（注10）河上氏も文帝、煬帝がともに菩薩戒を受けたことを認めている。新著88頁

（注11）新著87頁 （注12）新著83～84頁 （注13）同書同頁

4. 開皇二十年の遣隋使問題

および新著と旧著との齟齬

推古朝が開皇二十（六〇〇）年に遣隋使を派遣したことは『日本書紀』に存在しない。だから本居宣長をはじめ、かなり多くの研究者は六〇〇年の遣隋使は無かったと考えてきた。

ところが最近、この六〇〇年の遣隋使に注目が集まっている。つまり六〇〇年の推古朝による遣隋使は推古期に記述されていなくても史実であり、この遣使により隋の様々な先進性に衝撃を受けた遣使団の報告により、自国の立ち遅れ、隋との落差を痛感して国内体制の強化へと動き出す刺激となり、それが「冠位十二階」（六〇三年）、「十七条憲法」（六〇四年）などに結びつくその契機になったとするのである。この案を採用する教科書類、学説は多くなっている。例えば、先に紹介した吉川弘文館

『大学で学ぶ日本の歴史』『ここまで変わった日本史教科書』ともに六〇〇年の遣隋使で倭国は自国の後進性を自覚したとある。教科書の変化と照応したものである。河上氏もこの点で同様の考えを示している。（注14）。

そして、開皇二十（六〇〇）年の遣隋使でもやはり、河上氏の関心の中心は仏教にある。つまり、六〇七年の遣使では仏教に力点が置かれていたにもかかわらず、倭国の使者は六〇〇年の遣使では「仏教については触れていない」という意味で、仏教に対する関心が軸になっている。

六〇〇年時点で仏教色が見られないのは何故か、という問いを河上氏は発する。氏は、統一隋直前の北周が仏教を弾圧していたため、隋でもそれが継続している可能性を懸念し、倭国が隋に対して仏教を前面に押し出せなかったという趣旨のことを述べている。だから、六〇七年の遣隋使とは対照的に「六〇〇年の第一回遣隋使では仏教色は希薄である」と言う（注15）。しかし、もしそれが正しい見解だとすると、この見解には次のような問題点がある。

氏は隋における仏教熱が他国に認知され始めたのは舍利塔建立六〇一年であったとする（注16）。しかし、先に示したように、親子二代の皇帝

が「菩薩戒」を受けた年代を見ると、文帝が五八五年、煬帝が五九一年であった。二人の皇帝の受戒の年代については河上氏自身も旧著で述べている(注17)。すでに隋では仏教への傾斜があったと予測できる。したがって、倭国が六〇〇年の時点で仏教色を前面に出すことを憚る理由にはならないであろう。六〇〇年は、文帝菩薩の誕生から十五年、煬帝菩薩誕生からも十年近くも経っている。この意味で氏による開皇二十年の「仏教色希薄」説は成立しない。

しかも、もし氏が言うように倭国が隋の仏教への傾斜を知らなかったとすれば、倭国が隋中国の情報収集をいかに怠っていたかという、その政治的怠慢あるいは鈍感さに驚かされることになる。中国の政治状況を常に注視し、機敏に遣使関係を結んできた卑弥呼、倭の五王らと比べるとなんという体たらくと言うほかはない。

さらに、氏の新著と旧著との間には明らかな相違がある。ここで見てきたように、新著では開皇二十年の倭国伝では「仏教色は希薄である」とされ、大業三年と対照的に扱われていた。ところが旧著では開皇二十年も「仏教色が濃い」と述べている(注18)。氏にも迷いがあるのだろうか。旧説を撤回したこと、そしてその理

由を述べる誠実さが求められる。

(注14) 新著74頁 (注15) 新著71頁 (注16) 新著71頁72頁 (注17) 旧著115頁 (注18) 旧著127頁128頁

5. 菩薩天子は文帝か、煬帝か

少し横道にそれるが、河上氏によると倭国伝の菩薩天子は文帝であつたとされている(注19)。また河内春人氏などもこの説を支持している(注19)。しかし、この遣使は煬帝へのものだったのではないか。

というのも、「菩薩天子」とは倭国の使者が煬帝の前で発言した言葉である。煬帝は既に開皇十一(591)年に菩薩戒を受けていた。目の前の菩薩天子煬帝を差し置いて、父親とはいえ亡くなった人物を菩薩天子と語るのは如何ともしがたい不自然さがある。

また付け加えるならば、煬帝は父の文帝と良好な関係であつたわけでもない可能性が大きい。大津透氏も指摘しているが、煬帝は父の文帝を弑害した可能性すらある(注20)。思いついたくもない出来事であつただろう。もしそれが事実だとすれば、煬帝が不快になつたのは倭国遣使者が文帝を話題としたことが原因となるだろう。不可思議な解釈に一言、触れ

たまである。

(注18) 新著87頁88頁 (注19) 河内春人231頁 (注20) 大津9頁

6. 南北朝による仏教受容とその政治的意味

旧著の第三章「隋代仏教の系譜」は、南北朝がいかに仏教を重視していたかを述べている。しかし、その際の南北各王朝の受容の意図がいかに各王朝の政治的意図と切り離すことが不可能かということに他ならなかった。

氏が述べる南北朝における仏教化への道は決して純粹な意味での宗教としての仏教への帰依ではないことになるのである。

まず隋の文帝、煬帝が菩薩戒を受ける前の状況について、氏の言うところを要点だけ挙げてみよう。四角柢に注目してほしい。

①北魏では仏教は早くから皇帝権力と結びついていた。
②南朝は仏教の先進地であつたが仏教を政治権力に取り込むことはしなかった。

③北朝は、爆発的に流行する仏教を政権に取り込んでいた。以上、旧著108頁

④南朝梁の武帝が、個人的信仰のレベルでなく、国家の政策のレベルで

受菩薩戒皇帝になつた。旧著104頁

⑤梁の武帝が受戒して以降、陳、東魏、北斉の皇帝たちが菩薩戒を受けるようになる。旧著112頁

以上は私の作文ではない。河上氏自身が述べたことの要点を書き出したものである。このような政治的意味で仏教を取り込む流れの中で、いよいよ隋文帝の受菩薩戒の順番になる。ここでは河上氏が述べたことをそのまま引用する。

⑥「南北朝の統一を視野に入れる隋にとつて、江南にも隋の支配を支持する基盤が必要であつたことはいまでもない。陳よりも、既に滅んだ梁を未だ支持する民衆こそは、その後継者であつた後梁を介し、陳に代わる隋の支配を支持する基盤となりうる。文帝はそうように期待し、江南攻略を見据えて菩薩戒を受けたのであるまいか。」そして煬帝も同じ動機で菩薩戒を受けたと述べられていく。旧著116頁

大津氏は河上氏による遣隋使の仏教性を紹介しながらも、倭国の名乗つた「天子」は中華思想のものであるという立場で穏やかに河上説を否定している(注21)。

梁武帝武帝以降の受菩薩戒からわかることは、大衆の仏教熱をいかに政治的に取り込むかが焦眉の課題であったことである。したがって、菩薩天子がいかに政治的意味を持っていたかが明らかではないだろうか。繰り返すことになるが、菩薩天子の天子は皇帝と同義であり、「菩薩天子」は「菩薩皇帝」の意味になる。そこで河上氏も度々、「菩薩天子」と同義で「菩薩戒仏弟子皇帝」と記していたのである。

(注21) 大津10頁

(下)につづく

津軽に遺る金光上人伝承史料

京都市 古賀達也

はじめに

待望の一書を上梓できた。『東日流外三郡誌の逆襲』(八幡書店)である。版元の武田社長により名付けられた同書名からもわかるように、和田家文書偽作説に抗するため、三十年の歳月を経て刊行に至ったものだ。同書執筆陣は十二名、四四〇頁の大部の書。わたしからの要請に応えていただいた方々である。中でも安彦克己氏(東京古田会々長)には全二十四

章のうち、計六章とまえばき一編を書いていた。版元との交渉にも数度にわたり同行していただき、感謝に堪えない。同書の紹介は別に詳述する機会を得たい(本稿末尾に目次を付した)。

ちなみに本稿は、同書に収録できなかったテーマ、和田家文書以外の金光上人伝承に関する研究だ。願わくは『東日流外三郡誌の逆襲』の続編に収録したいと考えている。東京に於いて永く和田家文書研究を続けられた『東京古田会ニュース』読者に最初に読んでいただけることを喜びとしたい。

一 和田家文書と「金光禪師行状」

和田家文書とは別に、津軽地方には金光上人(法然の弟子)に関する史料が伝わっている。それは「奥州行岳西光寺開山金光禪師行状」と「奥州東日流正中山大権現略縁起」で、浄土宗内では二書あわせて「金光禪師行状」と称している。「金光禪師行状」は望西楼了慧道光(一二四二―一三三〇)の『聖光上人伝』を松阪清光寺の白蓮社激誉信岡(一七五五―一八二〇)が纂輯した際、その付録という形で世に出た。信岡の跋文に文化十四年(一八一七)とあり、その頃には脱稿していたようだが、公刊は信岡死

後の文政四年(一八二二)である。これは東日流外三郡誌など和田家文書(寛政原本)成立とほぼ同時期だ。

「金光禪師行状」については、大正年代に刊行された『浄土宗全書』第十七巻に掲載され、宗内ではそれを疑問視することがなかったという。同書が伝える金光上人像は、専修念仏者と言うより、むしろ修験者に近いとされる。『金光上人関係伝承資料集』(注①)には次のように紹介している。

“同書は「館野越村山崎氏力古記中」より発見されたと伝えられており、館野越村の山崎氏とは津軽為信に滅ぼされた浪岡御所北畠氏の後裔で、山崎と改姓し館野越に居住したものである(明治になり、北畠に復姓)。”

このように和田家文書の金光上人史料は孤立したものではなく、和田家による造作でもなく、津軽地方に遺された伝承群の一つと位置づけるべきであろう。

二 高良山三井寺の精覚に学ぶ

和田家文書「金光上人史料」(注②)によれば、金光上人は筑後国高良山三井寺の精覚律師に学んでいる。その就学期間は七歳から十二歳までの

ようであり、応保元年(一一六一)仁安元年(一一六六)に相当する。精覚律師は三井寺二世の住職だが、それほど著名な人物ではないようだ。『太宰管内志』筑後国御井郡三井寺の項に転載された「系図略」には、歴代住職数十人とともに「精覚律師良房子承安元年三月七日寂五十歳」と記すのみである。

精覚律師の前代、順覚僧都が久寿二年(一一五五)に没しており、精覚律師の在位期間は久寿二年(一一五五)承安元年(一一七二)であり、金光上人の就学期間と一致する。

『太宰管内志』は江戸後期に伊藤常足が著した地誌で、刊本の発行は明治四一―四三年、復刻は昭和四四年。津軽からは遠く離れた筑後の地誌に基づき、昭和二四年頃に山中で炭焼きを生業としていた和田家に造作できたとは考えにくい。この他にも、各地の地誌や史書、經典に基かなければ造作などできるものではない。このことから、和田家文書「金光上人史料」偽作説は成立不可能と言わざるを得ない。

三 「松野連倭王系図」の筑紫国夜須評松狭野

九州王朝系史料として、わたしも注目してきた「松野連(まつののむら

じ)倭王系図」(国会図書館蔵)には(注③)、呉王夫差を始祖として、倭の五王(讃・珍・済・興・武)の名前が記されている。同系図によれば、「倭の五王」の「武」の後に「哲」(傍注「倭国王」)、次に「満」と中国風一字名称の人物が続き、その後に「牛慈—長堤—大野—廣石—津萬呂」と続く。ここで注目されるのが次の傍注だ。

「牛慈」《金刺宮御宇 服従 為夜須評督》

「長堤」《小治田朝評督 居筑紫国夜須評松狭野》

「津萬呂」《甲午籍負松野連姓》

※《内は傍注。

「夜須評」は福岡県朝倉郡筑前町の「夜須」地名に対応するが、現代の地図や江戸期の地誌には、当地に「松野」や「松狭野(まつおの)」という地名は見えない。ところが三十年ほど前に「松野」という地名を記した本を目にした。それは和田家文書「金光上人史料」を紹介した開米智鑑編『金光上人』(注④)で、次の記事が見える。

「上人は、筑後国松野郷、筑紫西海辺船関守、長安寺国平安直、其の室女平小路良子を父母として、松野城に御生まれになりました。時に寿永「久寿の誤り」二年(一一五五)一月一日。

幼名を白龍丸と称しました「疑問状」。松野城「実は館」は地名に因み、弥生館は旧名、白雲城は、唐風に新築してからの名で、松野の地は秋風録に太刀洗郷だとあります。」

「略年表

久寿二年 一一五五 当才

一・一 筑後国松野郷「太刀洗、秋風録」、弥生館に生まる。父は長安寺国平、母は平小路良子「要」。

金光上人の両親と誕生の所伝を記したもので、同書によれば、松野郷は「筑後国太刀洗(たちあらい)」にあつたとされ、そこは「夜須郡」と隣接する筑後川北岸の地だ。金光上人生誕伝承はその年次を平安末期(久寿二年、一一五五年)と伝えており、平安末期には当地に松野郷という地名が存在していたことをうかがわせる。

このように「松野連倭王系図」と和田家文書「金光上人史料」に見える、現在では伝わらない筑後(筑紫)国の「松野」「松狭野」「松野連」という地名・人名の対応は、和田家文書偽作説を斥けるものである。

四 偽作説を斥ける金子寛哉氏の所見

金光上人史料を調査した研究者に金子寛哉氏がいる。氏が編纂した『金

光上人関係伝承資料集』は浄土宗宗務庁教学局で刊行されたもので、佐藤氏や開米氏らによる金光上人研究の紹介もあり、興味深い見解が示されている。和田家文書「金光上人史料」にも言及されている。

金子氏は、「平成になってからも新規発見を見るなど『和田文書』の全容は今なお不明であるが、『東日流外三郡誌』によってその存在がクローズアップされる遙か以前に、金光上人関係「和田文書」資料は公開されている。このことは充分留意しておくべきであろう。」(二〇七六頁)と指摘し、偽作キャンペーンとは一線を画していることが注目される。また、和田家文書一五九点を古文書の専門家に見せ、「あくまで写真で見た限りという条件つきではあるが、古くとも江戸末期のものでしかない」とする所見も記している。

金子氏の論考中、最も注目したのが、本稿第一節で紹介した「金光禪師行状」と和田家文書との関係性について述べた次の一文だ。

「……『行状』『略縁起』(二書あわせて「金光禪師行状」と称す。古賀注)を問題とするのは「和田文書」の姿が随所に見え隠れしているからである。直接の関係はなさそうであるが、「和田文書」の原型のように思わ

れる点が多々見られるのが、『行状』と『略縁起』の特徴である。」『金光上人関係伝承資料集』一〇八六頁

このように金子氏の所見は、和田家文書「金光上人史料」の戦後偽作説を困難とするものであり、貴重だ。このことについては拙稿「和田家文書「金光上人史料」の真実」(注⑤)で詳述してきたところである。

おわりに

和田家文書「金光上人」史料は、戦後になって断片的に模写されたものが多数出回っており、その研究には慎重さが必要である。わたしの分類によればそれらは、群に属するものであり、研究のテキストとしては適切ではなく、史料批判も容易ではない。このことを和田家文書研究者に僭越ながら注意を促しておきたい。文献史学に於いては、「和田家文書」で研究する前に、和田家文書を研究(史料批判)することが不可欠なのである。(令和七年(二〇二五)七月三〇日、筆了)

(注)

①『金光上人関係伝承資料集』金光上人関係伝承資料集刊行会発行、一九九九年(平成十一年)。

②佐藤堅瑞『殉教の聖者 東奥念仏の始祖 金光上人の研究』一九六〇年（昭和三十五年）。

③古賀達也『松野連倭王系図』の史料批判『列島の古代と風土記』（『古代に真実を求めて』二八集）二〇二五年。

④開米智鎧『金光上人』一九六四年（昭和三十九年）。

⑤古賀達也『和田家文書「金光上人史料」の真実』『東京古田会ニュース』二一八号、二〇二四年。

『東日流外三郡誌の逆襲』の構成

●まえがき

『東日流外三郡誌』を学問のステーションへ 古田史学の会 代表 古賀達也
和田家文書研究のすすめ 古田武彦と古代史を研究する会 会長 安彦克己

『東日流外三郡誌の逆襲』の刊行に寄せて 古田史学の会・仙台 原廣通

●目次

●プロローグ

第一章 東日流の新時代を迎えて
弘前市議会議員 石岡千鶴子
第二章 和田家文書を伝えた人々
秋田孝季集史研究会・会長 竹田侑子

●第一部 真実を証言する人々

第三章 『東日流外三郡誌』真作の証明 —「寛政宝剣額」の発見— 古賀達也

第四章 真実を語る人々 古賀達也

●第二部 偽作説への反証

第五章 知的犯罪の構造 —偽作論者の手口をめぐって— 古賀達也

第六章 実在した「東日流外三郡誌」編者 —和田長三郎吉次の痕跡— 古賀達也

第七章 伏せられた「埋蔵金」記事 —「東日流外三郡誌」諸本の異同— 古賀達也

第八章 「和田家文書」に使用された和紙 古賀達也

第九章 「和田家文書」裁判の真相付：仙台高裁への陳述書2通 古賀達也

第十章 考古学が立証する「東日流外三郡誌」の信ぴょう性 —令和の「和田家文書」調査— 古賀達也

第十一章 新・偽書論「和田家文書」偽作論争の深層 日野智貴

●第三部 資料と遺物

第十二章 石塔山レポート 封印された遺跡と不可解な痕跡 秋田孝季集史研究会

第十三章 役の小角史料「銅板銘」の紹介 古賀達也

第十四章 和田家文書の戦後史 古賀達也

第十五章 和田家文書デジタルアーカイブへの招待 藤田隆一

●第四部 和田家文書から見える世界

第十六章 宮沢遺跡は中央政庁跡 安彦克己

第十七章 二戸天台寺の前身寺院「浄法寺」 安彦克己

第十八章 中尊寺の前身寺院「仏頂寺」 安彦克己

第十九章 「和田家文書」から「日蓮聖人の母」を探る 安彦克己

第二十章 浅草キリシタン療養所の所在地 安彦克己

第二十一章 浄土宗の「和田家文書」批判を糾す「金光上人の入寂日」を巡って 安彦克己

第二十二章 大神神社の三つ鳥居の由来 秋田孝季集史研究会 事務局 長 玉川 宏

第二十三章 田沼意次と秋田孝季「和田家文書」その一 皆川恵子

第二十四章 秋田実季の家系図研究 富川ケイ子

●特別対談 『東日流外三郡誌』の逆襲 八幡書店社長 武田崇元・古賀達也

●謝辞に代えて —冥界を彷徨う魂たちへ— 古賀達也

●執筆者プロフィール

古代史コラム No.4

「王者」対「覇者」

世田谷区 國枝 浩

小学生のころ何回か神宮球場に六大学野球の試合を見に行き、父親が慶応大学出身ということで慶応の応援をしていた。応援歌は「陸の王者慶応」。1927年にできた歌だということ。今でもその一番は空で歌える。

時は流れる。高校のときにサッカーをやった。大学サッカーの試合をよく見に行った。早稲田の釜本邦茂が活躍する時代。自然と早稲田のサッカーを応援するようになった。その後、ラグビーにも興味を持つようになった。スクラムの押し合いで主導権を握る明治や慶応のスタイルではなく、バックスからパスとランでダイナミックにトライを奪う、早稲田のいわゆる「展開ラグビー」のとりこになった。藤原優の走りなどを思い出す。早稲田の応援歌の歌詞はよく覚えなかったが、その最後で歌われる「覇者、覇者、早稲田」だけは耳に残った。1931年作の曲だという。慶応の応援歌に遅れること四年。

父は野球には思い入れがあったが、サッカーやラグビーには興味がなかったため、慶応が勝とうが早稲田が

勝とうがあまり気にしていなかった。また、私も子供のときからの「縁で」野球は慶応を応援していたため、親子で早慶戦・慶早戦ということにはならず済んだ。もちろんその頃、私は「王者」と「覇者」の違いなどにまったく関心はなかった。どちらも偉そうで強そうだが、印象であつただろうか。

時代はさらにさらに進んで、つい最近のことである。中国の歴史を通史的に把握しておきたいと思ひ立つ『史記』『漢書』などを読む。中国の最古の王朝は夏・殷・周だと習っていたが、しかし夏は文献的資料によつても、考古学的な発掘調査でもその存在は確認できていないため、夏王朝の存在は中国でも認められていない。孔子は自分が理想とする周王朝の先行王朝として夏や殷王朝を重視したため、儒教を信奉する司馬遷の『史記』は夏王朝から始まっている。このため私もそうだったが、夏を現在したものという考えは現在でも一般的には、残っているようだ。

自分の頭の中を整理するために簡単に中国のこのあたりの流れを見る。現在の段階では、文字資料でも考古的資料でも殷が最古の王朝ということになる。次いでBC1046年から周の時代が始まる。周の全盛の時

代は西周とも呼ばれ、首都は現在の陝西(せんせい)省西安(後の長安)の近く、鎬京(こうけい)に置かれたと言われる。西周の力が衰退するとともに異民族に追われて、東の洛邑(後の洛陽)に東遷する。これが東周と呼ばれるが、西周の時代に比べて弱体化したものになる。そして、この時代が春秋時代の始まりともされる。BC770年あたりのこととされている。

春秋時代と戦国時代は両方ともに「戦国時代」と呼べるような戦乱の時代という印象だが、両者を分かつものは、それは春秋時代には弱体化したとはいえ東周を王として尊重し、その他の列強の諸侯が「尊王攘夷」の立場を貫き、自らを覇者と位置づけ王者とは名乗らなかった。通常「五覇」と呼ばれている。五覇が誰をさすかは定まっていな。齊・晋の二覇はほぼ確定しているようだが、残りの三覇には諸説あり楚・宋・呉・越・秦のいずれかの国の諸侯ということになるようだ。これに対して、戦国時代は各列強の諸侯がそれぞれ王を名乗り覇権を争う時代である。最終的に勝利するのが秦であつた。

今回の慶応と早稲田の応援歌について、今回の話題に目を転ずる。これと関わるのは中国の春秋時代である。つ

まり、その時代の王者と覇者の位置関係に注目すると、春秋時代には名目上では王者が覇者の上位にあつたということになる。そして、まず先に応援歌を作り「王者」を名乗ったのは慶応である。これに対して後発の早稲田の応援歌は、自ら中国の春秋時代には王者の下位に位置付けられる「覇者」を歌詞に選んだ。早稲田応援歌の作詞者は中国古代史の事情を知らなかったのであらうか。もちろん、春秋時代の政治・軍事の力関係などは大学の応援歌の歌詞とは無関係だということでも済ますことはできる。しかし、これを知ってしまうと私は何やら気になってしまった。

あるいは、早稲田の応援歌の作詞者が春秋時代の王者と覇者の位置関係を知った上で、あえて覇者を選んだと考えてみよう。春秋の時代には王者が奉られていたが、戦国時代には逆に覇者だった秦が王者だった周を押しつけて勝者になっていく。つまり覇者は王者に勝つ。「逆転劇が起ころのだよ」と言いたかつたのである。そのような雑念を浮かべながら中国の古典を読んでいた。

両大学の応援歌が試合にどれだけ影響を及ぼしたのかは分からない。様々な競技で勝った負けたを繰り返して来たであらう。

とはいえ、両校の応援歌ができたてからまだ百年足らずしか経っていない。これに対して、中国で王者と覇者が並存していた東周時代、つまり春秋時代は三世紀半以上続いた。この時代の半ばに孔子が生き、東周の不甲斐なさを嘆く時代があつた。そしてその後、覇者が王者を名乗り王者が他の王者と戦うBC403年からの戦国時代が続く。そして一人の王者が諸王者を征討する、つまり王者の中の王者が誕生する。それが中国全土を統一し、初の皇帝を名乗った秦の始皇帝であつた。BC221年のことである。戦国時代は二世紀近くも続いたことになる。以後、中国では皇帝が入れ替わることがあつたとしても、諸王は皇帝にかしずく地位に位置付けられていく。戦国時代の始まりとともに王者と覇者の時代が終わり、始皇帝の登場により、王者たちは皇帝に頭が上がらない存在になつていく。

人を殺しあう戦争の時代は一刻も早く終えてほしいものである。一方の六大学の王者と覇者の争い。スポーツの争いは長く続いてもらいたいのだが、こちらは何世紀も続くのだろうか。

古代史エッセー 87 伊都国についての考察

日野市 橋高修

【伊都国の重要性】

森浩一氏は『倭人伝を読みなおす』の中で、魏志倭人伝に登場する女王国内30国のうち、最も多くの字数（117字あるいは155字）を使っているのが伊都国であることに注目している。邪馬台国の45字よりもはるかに多い。（対馬国64字、壹岐国57字）女王国の中心的な役割が邪馬台国と同様に伊都国にもあるとみているようだ。

【伊都国は糸島か？】

魏志倭人伝には「今、使訳通じる所三十国」とあり、国名も狗邪韓国以下奴国（二回登場）まで三十国が明記されている。この中で、狗邪韓国は韓半島の南岸、対海国は対馬、一大国は壹岐であることは文脈からほぼ間違いない。三十国のうち場所が特定できるのは以上の三か国だけ。一大国の後、「渡一海千余里至末盧国」と記されている。「末盧」が「マツロ」と読めるので「松浦」のことだとして東松浦半島周辺に比定することが多いようだが、「末盧国」がどこかははっきりしていない。末盧国の次に出てくる「伊都国」を「糸島」とすることと同様根拠が薄弱と言わざるを得ない。

考古学者である森浩一氏は発掘調査をふまえて「世有王」（代々王がいた）と記される伊都国は糸島以外になく、糸島の中でも「志登」地域であると記す。志登遺跡からは、弥生時代早期～中期（約2500～2100年前）にかけての支石墓10基、甕棺墓8基が発見されており、卑弥呼が共立される前の時代に何代も続いて王がいた地域としてふさわしいと判断したのである。さらに森氏は糸島半島の三雲南小路遺跡、井原鎗溝遺跡、平原遺跡にある各王墓を伊都国の代々の王墓であると主張している。しかし、「伊都国」と「糸島」の名前の類似性と三王墓の存在だけで、「伊都国」を糸島と断定することができるのか甚だ疑問である。

「世有王皆統属女王国」は予見なしに読めば、「代々王がいて女王国を統属していた」と解釈することができ。倭人伝が「王」と記すのは倭国王のことであると考えられるので、伊都国は倭国大乱が終わって卑弥呼が共立されるまで倭国を支配していたとも考えられる。

結論としては、倭人伝記載の伊都国を糸島に比定することは現時点では難しいと考えざるを得ない。

【帯方郡使の上陸地はどこか】

私は魏志倭人伝を読んだ時から壹岐から南千余里にある末盧国を呼

や唐津に比定することに対しても疑問を感じていた。

ひとつは、壹岐から千余里＝約90kmの記述に対して、壹岐と呼子（あるいは唐津）の実際の距離は30km程で半分以下しかないこと。

もう一つは、帯方郡の使節が伊都国あるいは邪馬台国を目的地として渡海して来る時に、上陸後陸行する距離を極力短くするために目的地に最も近い港に上陸するはずだからである。例えば帯方郡まで行く時に南岸の狗邪韓国に上陸してその後は陸行しようとはだれも思わないだろう。私は壹岐から90km位の距離にある港に上陸し、陸行する距離が最短の場所に使節団の目的地があるのではないかと考えている。

【「不得差錯」について】

倭人伝には、倭国王の使者が魏朝の京都や帯方郡あるいは諸韓国に向けて出発する時、帯方郡使が倭国に到着する時に、港まで出向いて検察する役割を伊都国が担っていると記載されている。そこには、

「傳送文書賜遺之物詣女王不得差錯」とある。帯方郡使が持参した文書や物品を受け取って女王宛に送り届ける」と記される。末尾の「不得差錯」について、ほとんどの研究者は「間違えることはできない」と訳している。岩波文庫版では、「差錯（いりみだれま

じわる）することはできない。」と「差錯」を訳さずに最も可能性が高そうな意味として「いりみだれまじわる」

（※）を括弧に入れて表示している。前後の文脈から考えると、帯方郡の使者は持参した文書や物品を伊都国で一大率に提出し自ら直接女王の元まで持参することはできない、という意味だと思ふ。

「不得差錯」の解釈が正しければ、倭人伝記載の卑弥呼に関する次の文章「鬼道に事え能く衆を惑わす年已に長大にして夫婿なし。男弟がいて佐けて国を治める。王となつてから実際に見た人は少ない。婢千人を周りに侍らせている。男子が一人いて、飲食の給仕を行い必要なことを伝えるために女王の居室に入入りしている。宮室・楼観・城柵を厳かに設けておりいつも守衛がいて警護している」は、倭人からの伝聞であつて実際に帯方郡使が目撃したことではない。帯方郡使は伊都国周辺までしか到達していないと考えるのが妥当だろう。

（※）

差錯（読み）ささく
さ・さく【差錯】

『名詞』いり乱れること。くいちがうこと。転じて、あやまり。まちがひ。手違い。

（精選版 日本国語大辞典
「差錯」の意味・読み・例文・類語）

法興は年号ではない

八尾市 服部静尚

一、はじめに

古田武彦氏(注1)は、左に示す「法隆寺釈迦三尊像光背銘」にある「法興元」を年号とされた。

◆法興元廿一年歲次辛巳十二月、鬼前太后崩。明年正月廿二日、上宮法皇枕病弗愈。干食王后仍以勞疾、並著於床。時王后王子等、及與諸臣、深懷愁毒、共相發願。仰依三寶、當造釋像、尺寸王身。蒙此願力、轉病延壽、安住世間。若是定業、以背世者、往登淨土、早昇妙果。二月廿一日癸酉、王后即世。翌日法皇登遐。癸未年三月中、如願敬造釋迦尊像并侍及莊嚴具竟。乘斯微福、信道知識、現在安隱、出生入死、隨奉三王、紹隆三寶、遂共彼岸、普遍六道、法界含識、得脫苦緣、同趣菩提。使司馬鞍首止利佛師造

(現代語訳)

六十二年十二月、鬼前太后が亡くなった。翌正月、上宮法皇と、干食王后がともに病気になったため、王后・王子・諸臣らが、上宮法皇と等身の釈迦像の造像を発願し、病氣平癒を願った。しかし、六十二年二月二十一日に王后が亡くなり、翌二十二日には法皇が亡くなった。六二十三年

三月に、釈迦像および脇侍像を、仏師の司馬鞍首止利に造らせた。古田氏は「法興元」の「元」について次のように説明された。

―中国の年号は漢代に始まるのですけれど、始元とか中元とか後元とか「元」がついているのです。二字の形になっていきます。それをつけて年表にしてあります。中国の年号表にもつけて書いてあります。しかし実際は、あれは年号ではなくて「元」は元号の「元」で、元号ですよというサイン、シンボルなのです。だから「後元〇年」とあれば、「後〇年」というのが本来なのです。「後〇年」だけでは、皆に馴染みがない、知らないのです、元号ですよという意味で「後元〇年」と書いたものです。最初の頃は「〇元」というのが、やたらに並んでおります。この「元」なのです。―

「法興は元号ですよ」という意味の法興「元」とされるのです。この法興という元号は『日本書紀』に無い元号なので、一般には私年号とされていますが、古田氏は兄弟統治をしていた九州王朝の兄の方の年号とされます。

―この釈迦三尊という仏像は、法興という年号が使われていた文明圏の中心(上宮法皇の王朝)で造られた、

という答が今までの検証から出てくるわけです。この「仏法を興す」を熟語にしてみるとどうなりますか。「法興」なんです。仏法を興した権力者が作った年号だから「法興」です。「私は仏法を興した。」ところが「あなたも仏法を興した。これはいいじゃないか。感心だ。」と言っているわけです。するといよいよもって多利思北孤が九州年号で「法興」を使っていた。弟の方が「從貴」もしくは「告貴」の年号を使っていた、ということになります。この銘文では「法興三十二年」まで書いてあります。次の年は三十三年とはぶいてなくていきなり「癸未年」となっています、ということとは「法興」は止まったということなのです。「法興三十二年」にあたるところで弟の方の年号が変っているわけです。それまでの「倭京」が「仁王」にかわっています。この「仁王元年、癸未」がああ「釈迦三尊像」が作られた年です。兄さん(多利思北孤)とい

しいと言われているが、彼は聞こえなかった。それが死んだ。中国に言われなくても、内部でも二重年号なんておかしいので、彼の死以後は無くなった。ということで上宮法皇が死んで「釈迦三尊像」ができたという年と、年号が変った、兄弟年号が無くなった、という年とピシッと合っているわけです。―

これに対して、正木裕氏(注2)は、「法興」「聖徳」は、本来は多利思北孤とその太子「利(利歌彌多弗利)」の法号(法名)であり、これが彼らの法号授与後の年号として記されたもの、とされました。

この稿は、これらの見解に異論を呈して、光背銘が記す「法興」は元号では無いことを論証します。

なお、この「法興」は「法隆寺釈迦三尊像光背銘」以外に、次の資料にも現れます。

(A)『釋日本紀』に引用された『伊予国風土記逸文』中の「伊予温湯碑」法興六年(五九五)十月歳在丙辰、我法王大王与惠念法師及葛城臣、逍遙夷与村。正觀神井歎世妙驗欲叙意、聊作碑文一首。

惟夫、日月照於上而不私。神井出於下無不給。万所以機妙心、百姓所以潜扇。若乃照給無偏私、何異于寿国。随華台而開合、沐神井而瘳疹。詎舛于落花池

予国風土記逸文』中の「伊予温湯碑」法興六年(五九五)十月歳在丙辰、我法王大王与惠念法師及葛城臣、逍遙夷与村。正觀神井歎世妙驗欲叙意、聊作碑文一首。

而化弱。

窺望山岳之巖嶠、反冀子平之能往。椿樹相磨而穹窿、冥想五百之張蓋。

臨朝啼鳥而戲吐下、何曉乱音之聒耳。

丹花卷葉而映照、玉菓弥葩以垂井。

經過其下、可優遊、豈悟洪灌霄庭意与才拙、実慚七步。後之君子、幸無蚩咲也。

(B) 『源平盛衰記』の卷第三十九、および『蒲生郡志 長光寺縁起』

抑ぎて長光寺と云うは武作寺のことなり。昔、聖徳太子く武が作れる寺なれば、武作寺と云けるを、法興元世二十一年(壬子)二月十八日、太子と妃と相共に、彼寺に御幸して。

(C) 『上宮法王帝説』

釋に曰う、法興元世一年此能不知也。

(D) 『聖徳太子傳私記下』

法興寺者く其時在法興元世一年號。

(E) 『聖徳太子伝古今目錄抄』

法興元世一年。

(F) 『太子像胎内納入文書』

法興元世一年。

二、「元」は「はじめ」

「元」という漢字の意は「はじめ」です。そして「元号」とは「はじめに名を付けたもの」です。漢の武帝(紀元前一四一〜八七年)は即位元年か

ら数年後に復、元年としました。そして復数年後に元年としました。一番初め元年を一元、二番目の元年を二元、三番目の元年を三元という具合です。武帝の先代の景帝の場合は二番目の元年を中元、三番目の元年を後元と言っていました。ややこしいので、武帝の時にこの元年(初めの年)に中・後とか一・二・三とかの数字ではなくて、名づける(命名する)ことにしました。これが元号(つまり初めに名を付ける)のはじまりです。

◆『史記』孝武本紀

(現代語訳) 景帝の子の武帝が即位して十五年後に、元は天があらわす瑞祥によつて命名すべきで、一、二と数えるべきではないとの提案を受け、一元を「建元」と命名し、二元は長星の光にちなみ「元光」と命名し、三元は一角獣を得たので「元狩」と命名した。

例えば、後漢の光武帝の元号に「建武中元」という「法興元」に似た元号があります。これは「建武」という元号が西暦二十五年から五十六年まで三十二年間も続いたので、一度切り替えた「中のはじめ」という年号です。「元」はあくまで「はじめ」であって、「元」一文字で「元号」という意はありません。古田氏が言うように「元号」の後に元を付けて、〇〇元と

して、〇〇は元号ですよ」とはなりません。これは普通に「法興の元(はじめ)より三十一年目の年」と読み取るべきです。

『漢書』律曆志には「曆者天地之大紀上帝所為。傳黃帝調律曆、漢元年以來用之。」とあります。「曆は天地の大紀であつて神が造るものである。黃帝が調律曆を伝えて、漢のはじめの年よりこれを用いている。」というこ

三、法興とは何か

では法興とは何か、これは古田氏が行われるように仏教用語で「仏法を興す」という意味です。僧伽提婆漢訳の『増一阿含經』には「法興成正覺(法を興して如来となる)」とあります。

つまり、「法興のはじめより三十一年目の辛巳の年(六二二年)」ということ。ここから五九一年に法興したことになります。九州年号で言うところの端政三年に当たります。何があつたのでしょうか。前項で示したように法興は元号ではありませんし、法興が多利思北孤の法号であつてこれを元号としたということもありません。その前提で正木氏の言うように、この年に(多利思北孤が)法号授

与したのでしょうか。倭国の天子への法号授与があつたとして、これを法興と称すでしょうか、到底考え難いのです。

『二中歴』を見ていて気付いたのですが、端政年間の細注に「自唐法華經始渡」とあります。もちろんこの唐というのは隋の間違いだと思ひますが、五八九年〜五九三年の間のいずれかで倭国に『法華經』がもたらされたのです。この『法華經』とは、鳩摩羅什が四〇〇年に漢訳した『妙法蓮華經』だと考えられます。この經典では、いわゆる大乘仏教の神髄とも言える左記の教えを説きます。

- ① (出家し修行する僧尼だけでなく)一切衆生のものが全て成仏できると説いています。
- ② 釈迦仏は(絶対の真理を體現する)法身仏であつて、(法身を得て自ら成仏した)報身仏であつて、(衆生に法を伝える)応身仏であると説きます。
- ③ そして現世で苦難を救う觀世音菩薩信仰へ導きます。

もちろん『日本書紀』にも「欽明十三年(五五二)に百濟聖明王が使者を使わして、仏像・仏典を我が国にもたらした。」とあるように、五九一年以前に仏教伝来していたと考えられます。ただし『日本書紀』のこの記事が

『金光明最勝王經』を引用しているように、現世利益に特化した内容での伝来であつたと考えられます。

五九一年に伝来した『妙法蓮華經』によつて我が国に大乘仏教がもたらされた。これこそ法興に相応しいと言える事件であつたのです。

四、釈迦三尊像光背銘以外の法興について

先に挙げました(B)『源平盛衰記』の「法興元世二十一年(壬子)二月十八日」そして、(C)『上宮法王帝説』の「法興元世一年」、(D)の『聖徳太子傳私記下』の「法興元世一年號」、(E)の『聖徳太子伝古今目録抄』の「法興元世一年」、そして(F)の『太子像胎内納入文書』の「法興元世一年」は、いずれも「法興元世」と、釈迦三尊像光背銘の「法興元世一年」を見てこれを元号であると勘違いして、さらに「世」を「世」と読み誤っているのです。すべて釈迦三尊像光背銘から誤解に基づいて作られた資料なのです。

この点、(A)の『釋日本紀』に引用された『伊予国風土記逸文』は違っています。明らかに法興を元号として扱い、それが(B)～(F)のようにな釈迦三尊像光背銘の誤解による産物と言えるような証拠も見当たりません。

せん。ただしこの碑が現存しないこと、『釈日本紀』が「風土記に云う」と二段階引用文であることから、原文がどうであつたのか判りません。ここでは断言は避けませんが、やはり(B)～(F)と同様に「法興元」とあつたのではないかと推測します。後世の人が伝承を元に碑文の文言を造作したと考えるのです。

(注1) 古田武彦『法隆寺と九州王朝』「市民の古代・古田武彦とともに第5集」一九八三年

(注2) 正木裕『九州年号の別系列(法興・聖徳・始哭)について』二〇一一年六月、古田史学会報一〇四号

和田家文書備忘録 14 安倍一族の安全保障

港区 安彦克己

今年是我が国が東南アジアの諸国に対して、残虐な被害と苦しみをもたらした侵略戦争終結80年を迎え、当時は戦争を煽る役割を果たしたメディアも特に力を入れて関連番組を報道していた。

東京新聞恒例の「平和の俳句」では8月20日「頑なに 祖母飾らざり武者人形」が掲載され、選者いとうせいこうは「おばあさんの唯一の戦後の抵抗だったろうか。武者人形の勇ましさ悲慘な行為を生むことを知つていた祖母」と寸評を添えた。わずか十七文字の中に、子どもの頃の端午の節句の懐かしさ、幼くて気づかなかつた戦争の実態を織り込んでいると筆者も感じる。

『和田家文書』には当然ながら安倍一族が敗れた前九年の戦いに関する史料が含まれている。比較するために、京都側の唯一史料とされる『陸奥話記』を紐解いてみよう。

この記述からは、戦闘の様子が中心に描かれており、戦争に巻き込まれた民衆への視点はほとんど見られない。衣川の關攻略の一部分を載せる。

「即日衣河の關を攻めんと欲す。

件の關は、素より隘路峻岨、峭函(洛陽と長安を結ぶ古道に崤山関と函谷関あり―安彦注)の固めにも過ぎたり。一人嶮に拒げば、萬夫も進むこと能はず。彌よ樹を斬り蹊を塞ぎ、岸を崩し路を斷つ。加ふるに、霖雨晴るゝことなく河水洪溢するを以てす。然して三人の押領使之を攻む。(略)未の時より戌の時にいたる迄、攻戦の

間、官軍死する者九人、疵を被る者八十餘人なり。」

一方『和田家文書』の「衣川・厨川断腸之賦」では、戦争によつて民衆が受けた被害や悲慘な状況が生々しくえがかれている。(注1)

「白河に迫りたる西の源軍、たちまちにして関を抜き、栗原一の迫、阿津賀志山をも通過せり。怒濤の如く進軍せるその数は、山野蟻行の如く、討伐行みるに、民家を壊し、婦女を犯し、糧を奪うなど、乱暴狼藉の限りを尽くし、さながら、阿鼻地獄を現出せり。軍勢の過ぎし跡の荒芒たるさま、手向かわざる民衆の死屍かしこに、母を犯され、娘を犯されし民の悲憤も、やるかたなき戦の常ならん。なかなか、親を殺戮されし孤児の哀れさよ。世に神佛のなかりしや、救い給えと、ただ、天を仰ぎ、地に伏して、折れるのみなり。」

この史料からは、先の侵略戦争の絵画や写真と同様に、凄惨な状況を想像することが出来る。戦争は武将だけでなく、無事の市民まで巻き込むものである。ガザでは大人も子どもも鍋を持って空腹を訴える写真が毎日ように報道されている。

『陸奥話記』には民衆に向けた視線が欠けている。編者は京都にいて、

現地陸奥から届く報告や口頭での伝聞を基に文章博士のように「隘路嶮岨、嶮函の固めにも過ぎ、一人嶮に拒げば、萬夫も進むこと能はず」などと現実味のない表現で記している。（箱根の山」の歌はここから引いた―筆者）

それにしても人類なぜ殺戮を繰り返すのか。では、安倍・安東一族の安全保障政策はどのような者であったか。『和田家文書』を読むと、おもわず膝を打つ文章にたびたび出会う。以下に3点を挙げる。

1、「丑寅日本國大王第一世安日彦王が肇國以来、人命の尊重を一義に民一人とて輕んぜず。凶作・飢饉に、亦は侵略の敵に兵挙せる戦にも利ありて進軍し、利非らずしては退くと曰ふ戦法たり。

倭國の如く民を下敷きて國勢とせるはなかりけり。死を以て國を護る先に以て、人命の避難を先とせるは國治の基たり。人命ありてこそ國を復し、侵魔の輩に報復の叶ふありとて民との睦みを常に欠かざるこそ、丑寅日本國代々に成ませる政の誠たり。」（注2）

2、「吾が丑寅の民は人命を尊重せるを一義とせる故に、（中略）なるべくは争ひに避け、戦に退き人命を護

るを先とせり。戦に國危ふければ老人・女子・童等を安住の地に移しむは常なり。亦戦に對戦せるも、利ありて攻め、利なくして退くを戦法とせり。」（注3）

3、「とかくわがまゝにならざるは人の生涯なり。大王とて臣是に従がはざればたゞの人間なり。人は智を以て成るを人生とし、その智をして惡に應用するもの、善に應用するものにて人とし生ける運ぞ定まりぬ。世界王朝の興亡は此の故に歴史を遺したり。勢覇は昇日の如くせる大王國とてその落日あり。久遠なるはなかりき。依て天地水の変環も然なり。銀河の宇宙さえ久遠に不動なるはなかりき。生々萬物も亦然なり。人はまして知識ありて、生々のなかにあり乍ら能く學ぶべし。」（注4）

福沢諭吉が『学問のススメ』で『和田家文書』から借用した「吾が一族の血に生れしもの、人の上に人を造らず亦人の下に人ぞ造るなし」も安倍一族が泰平の暮らしを護るための知恵だったに違いない。格差のない社会、差別（排外主義）のない社会が戦争を避ける唯一の方策と知っていた。つくづく思う。横暴な振る舞いを止めない大森林国の愚王、山韞アルタイの暴王、西山韞の狂王ら為政者

は今からでも『和田家文書』を読み、学ぶべきである。

◆ ◆ ◆
待望の『東日流外三郡誌の逆襲』が八月三十日に刊行された。その中で藤田隆一氏は「和田家文書 デジタルアーカイブへの招待」（第十五章）の一文を寄せている。（注5）

氏は「北鑑」第四十一巻の「陸奥物語」の末尾にある

「此の陸奥物語は諸書に引きたる種本なり。然るに倭書になりては加政文章（イデオロギーに染まった文章―筆者注）、枝葉開花結實に遣りぬ敗れたりとて永承、天喜、康平の乱にては幾説の史傳に遺るとも、本巻に以て、古事を心に覚つべし」

藤田氏は、『陸奥話記』と『陸奥物語』双方の「鬼切部の戦い」の記述を比較し検討した結果、和田家文書の『物語』の方が「はるかに詳細かつ具体的な記述となっている」として、次のように見解を述べている。

「現在、前九年の役に関する根本史料とされているのは『陸奥話記』だが、ことによると、この『陸奥物語』がその種本であるかもしれない。」との見解を示しており『和田家文書』による『陸奥話記』の再検討というテーマが浮かび上がってきた。

（注1）山上篁介編『総叢 東日流外三郡誌』 津軽書房 昭和六十二年

186頁

（注2）▼北鑑 第13巻 十

（注3）▼北鑑 第33巻 五

（注4）▼北鑑 第32巻 二

（注5）藤田隆一『東日流外三郡誌の逆襲』（古賀達也編）「和田家文書 デジタルアーカイブへの招待」247頁

斎藤光政氏を悼む

港区 安彦克己

斎藤光政さんが亡くなられた。その報せはまるで突然の雷のように私の胸を打ちのめしました。2025年7月24日、青森市のご自宅で病氣のため逝去。65歳という、まだまだこれからの年齢でした。

斎藤さんは東奥日報社で長年に渡りジャーナリズムの最前線に立ち、鋭い筆致で社会を切り取ってききました。中でも『偽書「東日流外三郡誌」事件』は戦後最大の歴史論争を巻き起こした名著として、今も多くの人々の記憶に残っています。私も20年前、古田武彦先生の勧めでこの本は手に入れました。「後で偽書派の主張を検証出来るから、買っておきなさい」と。

私たちは対立する立場にありましたが、私は『和田家文書』に歴史的価値

があると考え、斎藤さんはそれを偽書と断じました。一度だけ、2018年の秋に電話で話す機会がありました。最初は編集会議中とのことで断られ、二度目に漸く繋がったのですが、会話は冷たく、怒りを含んだものでした。私の論文に対する感想を求めたところ「そんなこと言えるわけないだろうが」と電話は乱暴に切られました。正直、傷付きましたが、私の論文に目を通したことは、確かに感じ取れました。思うに、喉には小骨が刺さった状態になったのではないのでしょうか。

その後も、私の思いは変わりませんでした。『和田家文書』には津軽の人々が今も讃仰・敬愛する金光上人の史料が含まれており、それを無視することはできません。

斎藤さんの著書では金光上人については触れられていませんが、後に弘前大学の出光泰生氏(藤原明)が関連書を出版しました。(偽書『東日流外三郡誌』の亡霊 19年12月)けれども、肝心な点は触れられていません。私が指摘しなければ、浄土宗内で八百年もの間、見過ごされてきた事実です。書名からしても、あなたの亜流であることは直ぐにわかりました。

2025年8月16日、私の立場から『東日流外三郡誌の逆襲』が出版

されました。出版元の武田崇元氏はSNSで「炎上させて欲しかったのに、出版が遅れてごめんなさい」と悔しさを滲ませました。斎藤さんが生きていればきつと反論してくれたでしょう。「わなわなと手を震わせながら、闘志を燃やして」。

2006年には古田先生の元に「寛政原本」が届けられ、古文書の専門家笠原和比古氏によって本物と鑑定されました。もし斎藤さんの著書がその後に出版されていたら、内容を修正できたかも知れません。

しかし、時は戻せません。出版された内容は、今となつては残念でなりません。

斎藤さんの本の帯には「なぜ『東日流外三郡誌』が社会問題にまで発展したのか?」とあります。その答えは私にははつきりしていません。『和田家文書』を読まずに批判し、体制に迎合するジャーナリズム、学問の世界の怠惰、そして地元出身の高名な知識人までもが偽書説に染まつてしまったこと。青森の人々にとつて、これは重たくのしかかった不幸です。

斎藤光政さん。あなたの筆は鋭く、信念は強かった。その姿勢には敬意を表します。けれども、私たちは違う道を歩みました。今はただ、あなたの冥福を心よりお祈り申し上げます。

合掌。

「東京古田会」月例会報告⑬

※文責…新保

●二〇二五年七月度 勝どき区民館にて、参加者は会場十六名、リモート六名程度。

第一部(研究発表と懇談会)

司会は斎藤事務局長

【研究発表】

「一」「3世紀中国人が音写した倭語・倭地名について」(尾関育三氏)

「二」発表内容:斎藤氏の代読後に尾関氏が解説。「邪馬壹」も「邪馬臺」も第2字と第3字を上古音で反切読みすれば、いずれも「ヤメ」である。

「二」質疑・感想等:①発音記号の再確認と修正事項の指摘、②依拠した長田夏樹教授の研究発表一九五七年は古すぎる、③学研「新漢和辞典」における藤堂明保注への解釈相違の指摘など。全体として結論に対する賛同者はないようにみえた。(発表十分・質疑二五分)

「二」「和田家文書」から見たヤマト偽史」(安彦克己氏)「一」発表内容:先月の発表に関連した事項(①春期実施の東北旅行、②今秋実施予定の九州旅行)を説明後に、本題について

解説。「二」前段部分の説明要旨:①東北地方の「鉄の歴史」として、岩手県山田町での鉄の出土状況の紹介表に三千年余の文化なしの空白」がある理由。②筑前大島にある安倍宗任の墓と茨城県水海道市の宗任神社を紹介、あわせて各地にアラハバキ神社があることを指摘。「三」本題に関する説明要旨:①斎藤光政著『偽書「東日流外三郡誌」事件』発刊以後の偽書扱いがやまない東京新聞の記事とそれへの抗議文。②『和田家文書』群にみる「ヤマト偽史」史料九件を解説。「四」質疑等:①斎藤光政は一度も古田先生を訪問しなかったが、先生は青森で彼の取材を一度受けた。②「吾が國より倭國の天皇となりしは大根子彦にして、世に是を孝元天皇と曰ふなり」の大根子彦は、東日流勢がヤマトを侵略した時に一人だけ引き上げずに留まつて当地を統治した。(発表七五分・質疑十五分)

【懇談会】 時間が確保できず、中止。

第二部(勉強会と読書会) 司会は新保幹事

【勉強会】「古田武彦『盗まれた神話』その八」(一)対象は、第十二章『記』と『紀』のあいだ」と第十三章「天照大神はどこにいたか」。(二)要点・質

疑等(第十二章)：【要点】①本章は4節から構成される。古田先生は、『古事記』序文と『日本書紀』天武十年三月条とを関連づけながら、「削偽定実」の意味、『記紀』の先後論争、『古事記』偽作説について論証を進めておられる。【質疑等】①『古事記』の目的は日本向け、『日本書紀』のそれは唐向けとする橋本氏の意見に関して、『書紀』の目的も日本向けとする反論(國枝氏)：①卑弥呼Ⅱ神功皇后表記や α ・ β 群という漢文の違い②古賀氏：大和朝廷にとって都合の良い記述)があった。

(三)要点・質疑等第十三章(天照大神はどこにいたか)【要点】本章は十一節から構成される。古田先生は、天照大神がいたと神話が伝える「天国」が、韓半島・出雲・筑紫が囲む海域にあったと丁寧論証される。そこから「天国」を構成する島々や博多湾岸の島についても考察を加えておられる。さらに『記・紀』神話の成立背景にも言及されている。【質疑等】七年ぶり参加の広幡氏から①卑弥呼Ⅱ天照大神とする柿本人麻呂の歌が万葉集にある、②天国関係の先生の記述に間違いがあるなどの指摘があった。(発表・質疑四五分)

【読書会】「岩波文庫『日本書紀』持統紀その八」(一)対象は、持統

八年条と九年条。トピックとして、「正月条の類似記事」を紹介。(二)八年条の大きな記事は「十二月に藤原宮への遷居」のみ、九年条には特出すべき記事なし。(三)質疑では、①八年春条では近江益須郡に湧出した醴泉の効用に伴う賜与記事が特出されているが、これは朝廷の地位を高める効果があったのだろう。②同冬条の藤原宮遷居に関して、飛鳥地区から新益京への宮移動との見解があるとの話と木簡の出土傾向をリモート解説。②この他にも様々な意見や情報提供があり、極めて活発だった。(解説・質疑三五分)

●二〇二五年八月度 佃区民館にて、参加者は会場十五名、リモート七名

第一部(研究発表と懇談会)

司会は斎藤事務局長

【研究発表】「対等外交は教科書から消えるのか？」(國枝浩氏)

(一)経緯等：関連論稿を会報第二二二・二二三・号・二二四号(予定)に掲載。(二)全体内容：①倭国と日本国の中国遣使の南朝・北朝系に区分した経過年表、②過去と現在における小学・中学・高校の教科書類の「対等」記載状況、③「対等外交」否定に

影響を与える学識者の論拠への反論④今後の教科書での「対等外交」記述の行方などについて、詳細に解説。

(三)質疑・感想等：①質問者は九名を数え、内容も多岐にわたった(宗教と政治、「平等」の意味、学問僧など派遣目的、派遣主体への思考不在、子供たちが「対等外交」を考える意味、等)。②「教科書の記述としては、当時の歴史問題としてとらえて解釈することが大切」という意見が印象的。③全体として、きちんと整理された資料に沿っての丁寧な説明で、質問も多様な観点が出され、極めて有意義だった。(発表七五分・質疑三五分)

【懇談会】会場参加者から、①日本

歯科医史学会々誌に掲載の故人追悼記事の紹介(倉沢氏)、②会報第1、200号のExcelによる「全索引」「著者別索引」が完成(阿部氏)、の話があった。(十分)

第二部(勉強会と読書会) 司会は新

保幹事

【勉強会】「古田武彦『盗まれた神話』

その九」(一)対象は、第十四章「最古王朝の政治地図」と結び「真実の面前にて」。(二)要点・質疑等(第十四章)：【要点】本章は7節から構成され、先生は「天国の政治地図」から、その

前時代に「出雲王朝」が存在したこと導き出される。その過程で出雲神話の神統系譜について考究される。

【質疑等】①「国引き神話」は金属器の話がないことから、縄文時代のこと。②「出雲神話」に関しては説明が分かりづらく、「系譜A」「系譜B」を配布資料に掲載すべきだった。

(三)要点・質疑等(結び)：【要点】三節から構成され、古田先生は最後に、権力の介入を受けなかった『古事記』と、権力によって編纂された国史である『日本書紀』という二種類の史書が残っていることが幸運だったとされる。【質疑等】①『古事記』についても権力者が作成に関与したことは間違いない。(発表・質疑二五分)

【読書会】「岩波文庫『日本書紀』

持統紀その九」(一)対象は、持統十年条と十一年条。トピックとして、「持統紀に登場する特殊・稀少用語」を紹介。(二)十年条の大きな記事は「七月、後皇子尊(高市皇子)が薨去」ぐらいしかない。十一年条では「八月条の軽皇子への天皇位禪譲」が特出すべき記事である。(三)質疑では、①仙台から会場参加の広幡氏が資料を配布して、②『新唐書』『日本伝』の記事から「持統天皇は存在しない」、③『続日本紀』冒頭記事等の「倭根子」から、「天武天皇から文武天皇」への

権力移行、①持統紀記事の三人の人物が竹取物語にあり、『万葉集』に関連の歌がある、等を説明。反論を含め、意見交換が活発だった。②トピック関連では、①「京師」に関して、飛鳥浄御原宮ではなく、藤原京とするのが妥当ではないか、④「大宰府」は書紀編者が推古天皇の時代からあったと認識していた可能性も、との話があった。なお、最後尾部分の「策定禁中」は、顕宗天皇即位前紀にも出てくる。(解説・質疑三五分)

お知らせ

●古田武彦記念古代史セミナー ―2025参加申込受付中！―

*日時：11月8日(土)・9日(日)

*於大学セミナーハウス

『卑弥呼はどこにいたか』

*仁藤敦史先生・久住猛雄先生・関川

尚功先生・谷川清隆先生の講演とパ

ネルディスカッション

*会場・オンライン参加の同時開催

●『東日流外三郡誌の逆襲』販

売中！「壁の外」に歴史はあった。

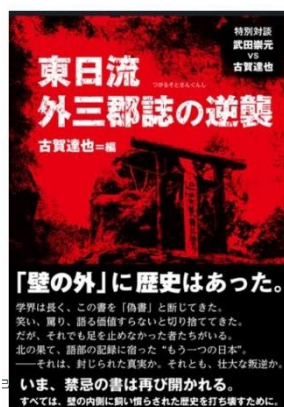
古賀達也Ⅱ編 特別対談・武田崇元

vs 古賀達也

学会は長く、この書を「偽書」と断じてきた。笑い、罵り、語る価値すらないと切り捨ててきた。だが、それでも

足を止めなかった者たちがいる。北の果て、語部の記録に宿った「もう一つの日本」。―それは、封じられた真実か。それとも、壮大な叛逆か。(本書帯より)

本号の古賀達也氏の論稿で紹介されました。ただ今八幡書店より販売中。*定価300円+税、A5判、ソフトカバー 本文は60頁



発刊 八幡書店

●古代に真実求めて第28集

『列島の古代と風土記』

出版記念 東京講演会

*10月26日(日) 13時30分開会

*文京区民センター2A会議室

参加費1000円(資料代)

*講師 都司嘉宣氏(元・東京大学地

震研究所准教授)

テーマ「日本書記の災害記事が示す

王朝交代―倭人伝の倭儒国の位置

*講師 正木裕氏(元・大阪府立大学

理事・講師)

テーマ『風土記』が拓く大和朝廷以前の歴史

※月例会・研究会の予定

●10月月例会

日時：10月25日(土)午後1時より

会場：明石町区民館洋室3号

【第1部】*研究発表

発表者：新保高之氏

テーマ：「天武・持統紀のトピックス」

*懇談会 フリートーキング

【第2部】新保高之氏

*勉強会 古田武彦論稿より

『ここに古代王朝ありき―

邪馬一国の考古学』その1

*読書会 日本書記を読む

「雄略天皇紀」その1

(オンラインでも参加できます)

(参加費・500円)

●11月月例会

日時：11月29日(土)午後1時より

会場：未定 HPに掲載します。

【第1部】

*研究発表

発表者：尾木由起子氏

テーマ：私の「ホツマツタエ」

*懇談会 フリートーキング

【第2部】新保高之氏

*勉強会 古田武彦論稿より

『ここに古代王朝ありき―

邪馬一国の考古学』その2

*読書会 日本書記を読む

「雄略天皇紀」その2

●『和田家文書』研究会

次回開催は2026年1月10日

(土)の予定です。(11月を除く奇数

月・年5回開催)

●「東京古田会ニュース」原稿募集！

東京古田会では東京古田会ニュースへ掲載する論文・小論・古代史雑感などを募集しています。住所・氏名を必ず明記のうえ、5,000字程度以内にまとめて、左記へお送りください。ただし、特定個人への中傷や古代史と無関係な場合は掲載をお断りすることがあります。予めご了承ください。また、他紙などへ既に投稿しているものとまったく同じ内容の原稿は原則として掲載できません。掲載の可否については編集会議で決定させていただきます。斎藤隆雄宛
送付先：saitaka7078@yahoo.co.jp

●新入会員募集！

東京古田会は新規会員を常時募集しています。古田武彦や古代史に興味のある方、どうぞお気軽にお問合せ下さい。また、入会ご希望の方や、本会にご興味のある知人・友人の方をご紹介ください。入会希望の方は事務局に電話又はメールで住所・氏名等ご連絡ください。年会費は4千円になります。